

足立区特別養護老人ホーム優先入所第二次評価基準取扱指針

(趣旨)

第1条 この指針は、特別養護老人ホーム入所調整運営要綱及び特別養護老人ホーム入所調整運営要領に規定する優先入所第二次評価基準について、必要な細目を定めるものとする。

(加算する点数)

第2条 優先入所第二次評価基準において加算するものとされている点数は、申込者の次の表の中欄に定める場合に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

	あてはまる内容	加算する点数
ア	足立区から区外養護老人ホームに措置されたために住所が区外（葛飾区を除く。以下この表において同じ。）になった場合	8点
イ	足立区から葛飾区の養護老人ホームに措置されたために住所が葛飾区になった場合	2点
ウ	長期に足立区内に居住していて、主な介護者が死亡等ではなくなったため、区外の親族等に引き取られた場合 長期に足立区内に居住していて、介護老人保健施設、病院に入所し自宅を引き払ったが、足立区に親族がなく、やむを得ず住所を区外の親族宅にした場合	8点
エ	長期に足立区内に居住していて、主な介護者が死亡等ではなくなったため、葛飾区の親族等に引き取られた場合 長期に足立区内に居住していて、介護老人保健施設、病院に入所し自宅を引き払ったが、足立区に親族がなく、やむを得ず住所を葛飾区の親族宅にした場合	2点
オ	介護老人保健施設、病院、介護療養型施設、グループホームに入所している場合	1点
カ	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している場合	-8点
キ	介護老人保健施設、病院、介護療養型施設、グループホームへの入所若しくはショートステイの長期利用が1年以上経過している、又はこれらを1年以上転々としている場合	1点
ク	在宅サービス利用率が90%以上の場合	1点
ケ	その他早期入所が必要と思われる場合	1～3点

付 則（21足福サ発第256号 平成21年4月30日 福祉部長決定）

この指針は、平成21年5月1日から施行する。

付 則（26足福サ発第1493号 平成26年10月30日 福祉部長決定）

この指針は、平成26年12月24日から施行する。

付 則（29足福高発第2585号 平成29年12月8日 福祉部長決定）

この指針は、平成29年12月8日から施行する。